

○改正薬事法の施行に伴う申請等事務の取扱いについて

(平成17年3月31日)

(事務連絡)

(各都道府県薬務主管課・各地方厚生局指導・監査部門あて厚生労働省医薬食品局審査管理課通知)

標記については、平成16年7月9日薬食発第0709004号医薬食品局長通知「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律等の施行について」のとおり取り扱うこととしておりますが、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の申請等事務の取扱いについて、別添のとおり整理を行ったので参考までにお送り致します。ご了知のうえ、貴管下関係業者に対する周知方をお願いするとともに、円滑な事務処理が行われるようご配慮願います。

なお、本事務連絡の写しについては、別紙の関係団体あてに発出するので、念のため申し添えます。

(別紙)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
日本製薬団体連合会
日本化粧品工業連合会
日本医療機器関係団体協議会
欧州製薬団体連合会在日執行委員会
欧州ビジネス協会化粧品部会
欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会
欧州ビジネス協会協議会診断薬委員会
米国研究製薬工業協会在日技術委員会
在日米国商工会議所化粧品委員会
在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会
(社)日本衛生材料工業連合会

[画像1 \(55KB\)](#)

[画像2 \(44KB\)](#)

[画像3 \(64KB\)](#)

[画像4 \(58KB\)](#)

[画像5 \(55KB\)](#)

[画像6 \(43KB\)](#)

[画像7 \(45KB\)](#)

[画像8 \(45KB\)](#)

[画像9 \(50KB\)](#)

[画像10 \(50KB\)](#)

[画像11 \(50KB\)](#)

[画像12 \(42KB\)](#)

[画像13 \(50KB\)](#)